第1章

はじめに

1.1 計画策定の背景及び趣旨
1.2 計画の目的
1.3 計画の位置づけ
1.4 計画期間
1.5 計画の対象区域
1.6 策定体制
1.7 計画の構成

1.1 計画策定の背景及び趣旨

我が国では、人口の急激な減少と高齢化を背景として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を行うことが大きな課題となっています。

また、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害や切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震等への対応として、防災まちづくりの推進という観点から総合的な対策を講じることが急務となっています。

こうした中、地域の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保するため、人々の居住や必要な都市機能をまちなかなどのいくつかの拠点に誘導し、それぞれの拠点を地域公共交通ネットワークで結ぶ、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となっています。

小松島市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として、これらの課題に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導を図るなど、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランとなるものです。

1.2 計画の目的

小松島市立地適正化計画は、人口密度を維持するエリア（居住誘導区域）や生活に必要な施設などを集約するエリア（都市機能誘導区域）を設定し、これらの区域に医療、福祉、商業などの居住や都市機能を誘導するとともに、それぞれの区域と連携した地域公共交通ネットワークの形成を推進することで、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現することを目的に策定します。

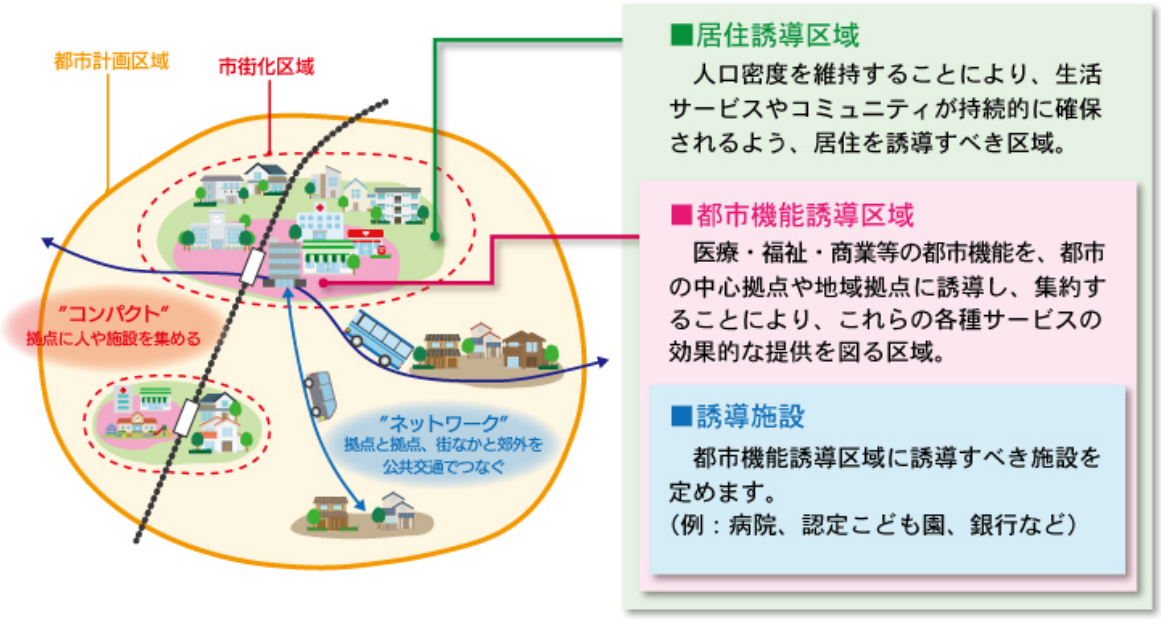

立地適正化計画の概要

①計画に定める事項
- 立地適正化計画の対象区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域
- 誘導施設（都市機能誘導区域に誘導する施設）
- 居住誘導区域
- 都市機能、居住を誘導するための取組　等

②届出制度
- 都市機能誘導区域外で誘導施設を建築する場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の開発（3戸以上の新築等）を行う場合等に、市への事前の届出が義務づけられる

③計画策定による支援措置
- 計画策定により、国による様々な支援措置や、都市計画上の特例措置を活用可能

なお、本計画は医療・福祉、都市再生、地域公共交通、公共施設再編、防災等の市民生活に関わる多様な分野との連携により、相乗効果を発揮しつつ、総合的な取り組みとして施策を推進していくことを念頭に置き、策定することが重要となります。

関係施策との連携イメージ

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

1.3 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、上位計画である小松島市第6次総合計画に即するとともに、小松島市地域防災計画、小松島市地域公共交通計画などの関連計画と相互に連携を図りながら、実現に向けた取組を進めます。

計画の位置づけ

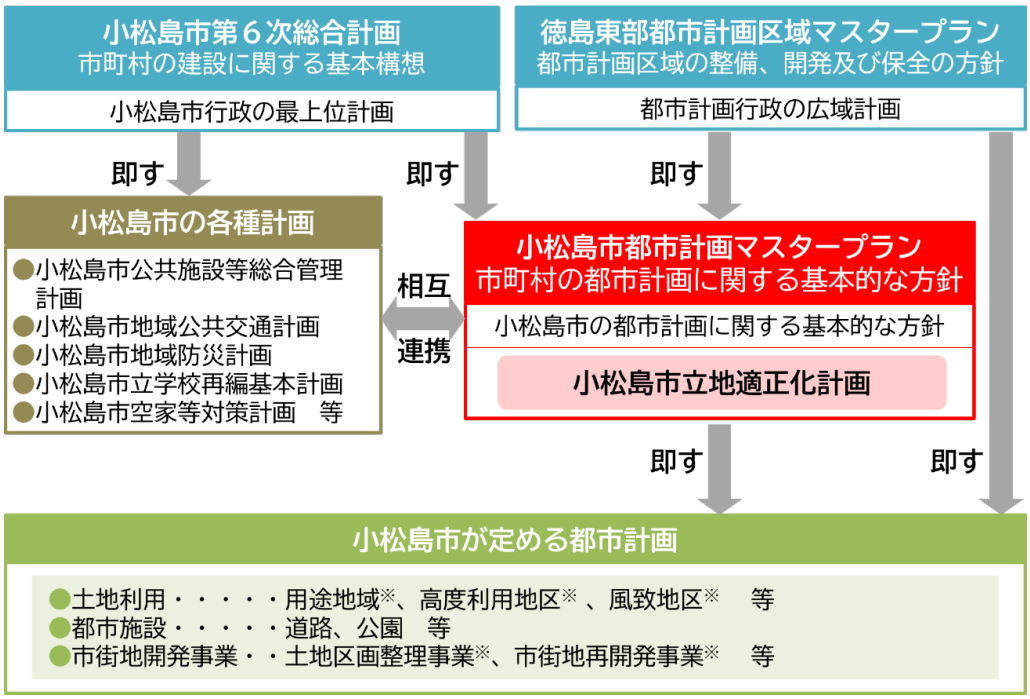

1.4 計画期間

立地適正化計画は、令和5（2023）年度を基準として、概ね20年後の都市の将来像を展望して計画し、令和 25年（2043年）を目標年次とします。

ただし、上位計画の見直しや今後の社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

1.5 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。本市は、全域が徳島東部都市計画区域に含まれていることから、小松島市立地適正化計画の対象範囲は小松島市全域とします。

徳島東部都市計画区域

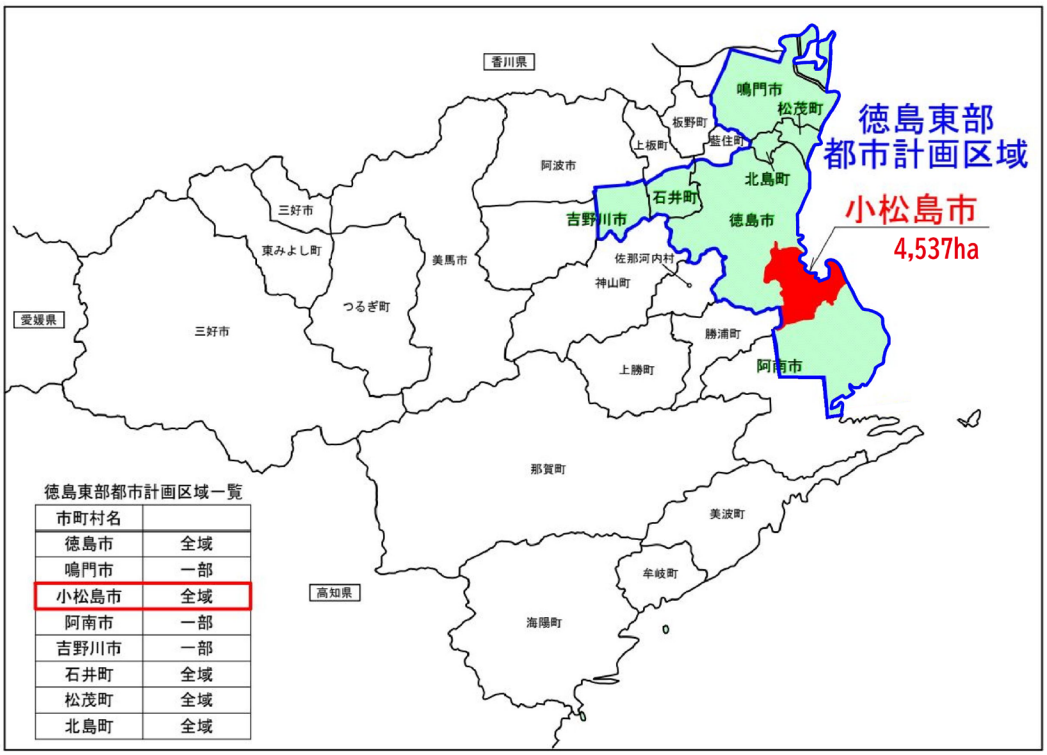

徳島東部都市計画区域一覧

市町村名	
徳島市	全域
鳴門市	一部
小松島市	全域
阿南市	一部
吉野川市	一部
石井町	全域
松茂町	全域
北島町	全域

1.6 策定体制

小松島市立地適正化計画は、様々な市民参加等による検討の場を設け、策定を行います。

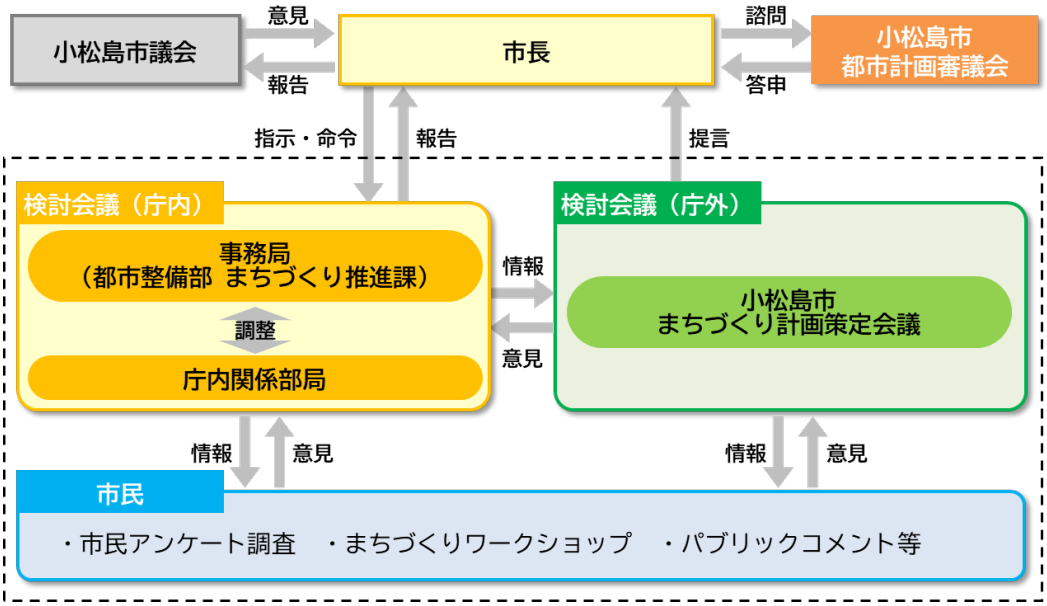

○小松島市都市計画審議会
都市計画法第77条の2第1項及び小松島市都市計画審議会条例に基づき、都市計画に関する事項を調査審議させるため、学識経験者や市議会議員などで構成する審議会です。

○小松島市まちづくり計画策定会議
小松島市都市計画マスタープラン及び小松島市立地適正化計画を策定するにあたり、検討段階において、様々なご意見をいただくため、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募市民などで構成する市民会議を設置しています。

1.7 計画の構成

小松島市立地適正化計画は、以下の 7 つの章で構成します。

第 1 章 はじめに

コンパクトで持続可能なまちづくりを目指す立地適正化計画の位置づけや目的を示します。

- 1.1 計画策定の背景及び趣旨
- 1.2 計画の目的
- 1.3 計画の位置づけ
- 1.4 計画期間
- 1.5 計画の対象区域
- 1.6 策定体制
- 1.7 計画の構成

第 2 章 小松島市の現況と課題

本市の現状を整理・分析し、都市づくりの課題を明らかにします。

- 2.1 人口
- 2.2 土地利用
- 2.3 都市機能
- 2.4 道路・交通
- 2.5 産業
- 2.6 財政
- 2.7 災害
- 2.8 都市づくりの課題

第 3 章 基本的な方針

都市の課題を踏まえ、まちづくりの基本方針、目指すべき都市の骨格構造、誘導方針を示します。

- 3.1 まちづくりの基本的方針（ターゲット）
- 3.2 目指すべき都市の骨格構造
- 3.3 誘導方針（ストーリー）

第 4 章 居住誘導区域

コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、居住誘導・都市機能誘導の考え方、区域の設定について示します。

- 4.1 居住誘導の設定方針
- 4.2 居住誘導区域
- 4.3 都市機能誘導区域
- 4.4 都市機能誘導区域の設定

第 5 章 誘導のための施策

誘導区域への誘導を促進するための誘導施策及び方針、届出制度を示します。

- 5.1 誘導施策の方針
- 5.2 誘導施策
- 5.3 届出制度による機能誘導

第 6 章 防災指針

居住や都市機能の立地誘導を図るうえで、必要となる防災まちづくりの方針、取組等を示します。

- 6.1 防災指針とは
- 6.2 災害ハザード情報等の収集、整理
- 6.3 地域別防災リスク分析
- 6.4 防災まちづくりの将来像、取組方針
- 6.5 具体的な取組、取組スケジュール

第 7 章 計画の目標と評価

計画を実現・評価していくための目標・見直しについて示します。

- 7.1 計画の目標
- 7.2 計画の評価と見直し